

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		改善勧告等及び改善命令等（水銀排出施設）
根拠条例・規則等名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の3 4第2項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められているため。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和3年4月1日最終改正
備 考		